

総務課

## 港区特別職報酬等審議会答申（概要）

令和3年12月8日に施行した港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例において、港区特別職報酬等審議会（以下「審議会」といいます。）の審議事項に、常勤の監査委員の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額（以下「常勤の監査委員の給料等の額」といいます。）を追加しました。

これに伴い、審議会に対し、令和3年12月21日に、常勤の監査委員の給料等の額などについて、追加で諮問しました。

その後、審議会から、令和4年1月24日に、当該諮問事項について、以下のとおり答申がありました。

- 1 給料について  
月額746,900円とする。
- 2 退職手当について  
退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。  
・勤続期間一年につき、215/100
- 3 旅費について  
区長以外の特別職と同額とする。
- 4 通勤手当の額について  
実際の通勤に要する額を支給する。
- 5 期末手当の額について  
他の特別職と同月数とする。
- 6 実施時期  
常勤の監査委員が選任された日



令和4年 2月 9日 資料No.1-2  
総務常任委員会

令和4年1月24日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 山本 隆



常勤の監査委員の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び  
退職手当の額等について（答申）

令和3年12月21日付3港総総第1980号により、本審議会  
に対し諮問を受けた、常勤の監査委員の給料、旅費、通勤手当、期  
末手当及び退職手当の額（以下「給料等の額」という。）について、  
常勤の監査委員の給料等の額の適否について並びに適正な常勤の監  
査委員の給料等の額に適用及び改定する時期について、別紙のとおり  
審議結果を答申します。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和4年（2022年）1月24日

## 1 はじめに

本審議会は、令和2年7月8日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

これまで、令和2年11月、令和3年2月及び同年11月に、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに特別職の給料及び期末手当の額の適否等について審議し、答申している。

今回、令和2年国勢調査による人口集計の結果、区の人口は、26万486人で25万人以上となり、地方自治法の規定に基づき、新たに常勤の監査委員を1人以上選任することとなったため、区は、本審議会の審議事項に常勤の監査委員の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額（以下「常勤の監査委員の給料等の額」という。）を追加し、常勤の監査委員の給料等の額の適否について意見を聴取することとした。

そのため、港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を、令和3年12月8日に公布し、同日施行した。

本審議会は、令和3年12月21日、港区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、港区長から、常勤の監査委員の給料等の額について、常勤の監査委員の給料等の額の適否について並びに適正な常勤の監査委員の給料等の額に適用及び改定する時期について、これまでの諮問事項に加える諮問を受けた。

本審議会の各委員は、追加諮問を受け、区民の代表としての自覚と責任のもと、幅広い視野に立ち、他区の状況等を踏まえ、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

## 2 常勤の監査委員の職務について

監査委員は、地方自治法の規定に基づき、定期監査、決算等審査、財政援助団体等に関する監査、例月出納検査、住民監査請求に基づく監査等、区の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行について、区長から独立した執行機関として監査を実施している。また、区長等への監査結果の報告に際しては、是正や改善等に関する意見書を提出できるなど、財務等の透明化や効率性、適法性等に重要な役割を果たしている。

加えて、常勤の監査委員は、監査委員協議会案件の事前における事務局との相談、調整、決裁や、監査の実施に当たっての監査事務局職員への迅速かつ円滑な指示・指導、内部統制による監査の重点化等の懸案課題の対応・相談といった業務を行い、継続的な監査体制を確保する重責を担うこととなる。

### 3 他区の状況

現在、常勤の監査委員を選任している16区について、多数の区が、常勤の監査委員の給料月額を、旧収入役に対する約8割との考え方を基本に算出した額としている。

これは、平成3年の地方自治法の改正によって1人以上を常勤とする際に、その当時、任用していた旧収入役の職務内容と常勤の監査委員の職務内容から算出した額である。

令和3年6月1日現在の16区の常勤の監査委員の給料については、地域手当を含めた月額で、70万円台となっている。

### 4 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、常勤の監査委員の職責や他区の経緯を踏まえて検討し、慎重に審議を行った。

港区として初めて常勤の監査委員を選任するに当たっては、給料月額及び退職手当の割合を旧収入役の8割とする事務局案について、妥当性の判断が難しいという意見もあった。しかし、参考にする金額やその金額の根拠は必要であることから、他区の状況を参考にし、専門性がある職務内容、試算の根拠も示されており、事務局案が妥当とする意見が多数であった。

また、旧収入役の8割で試算した金額である746,900円が、現在、常勤の監査委員を選任している16区と比較しても突出しておらず、事務局案として示された給料月額は、港区として妥当な額が算出されていると考える。本審議会において、今後も情勢を見つつ、より適正なものとなるよう審議していくこととする。

旅費については、区長以外の特別職と同額であり、また、通勤手当の額及び期末手当の額については、他の特別職と同額とすることが適当である、ということで意見が一致した。

これらの審議を踏まえ、以下のとおりとすることが妥当であるとの結論に至った。

#### (1) 給料について

月額746,900円とする。

#### (2) 退職手当について

退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

・勤続期間一年につき、215/100

#### (3) 旅費について

区長以外の特別職と同額とする。

#### (4) 通勤手当の額について

実際の通勤に要する額を支給する。

#### (5) 期末手当の額について

他の特別職と同月数とする。

#### (6) 実施時期

常勤の監査委員が選任された日

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長           山 本       隆

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員           白 井 浩 之

委 員           木 村 暖 子

委 員           郡 司 知 志

委 員           関       喜和子

委 員           寺 西 伸 政

委 員           南       かほる

委 員           宮 城 昭一郎

委 員           吉 野       茂